（電気事業託送供給等収支計算規則の一部改正）

第三条　電気事業託送供給等収支計算規則（平成十八年経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条　この省令において使用する用語は、電気事業法（以下「法」という。）、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号。以下「託送算定規則」という。）、一般送配電事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令（平成十六年経済産業省令第百十八号）及び電源線に係る費用に関する省令（平成十六年経済産業省令第百十九号）において使用する用語の例による。	**第一条**　この省令において使用する用語は、電気事業法（以下「法」という。）、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号。以下「託送算定規則」という。）及び一般送配電事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令（平成十六年経済産業省令第百十八号）において使用する用語の例による。
別表第１（第２条関係） １．発生の主な原因を勘案して、電灯料、電力料、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料（電源線に係る収益を除く。）、他社販売電源料、託送収益（電源線に係る収益を除く。）、使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分、事業者間精算収益、電気事業雑収益、遅収加算料金及び社内取引収益を、一般送配電事業等の業務に関する部門（以下「送配電部門」という。）の収益に整理すること。 ２．⑴　発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。）、新エネルギー等発電費、地帯間購入電源費、地帯間購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）、他社購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、送電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、変電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、配電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、販売費、一般管理費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、廃炉等負担金、社内取引費用及びその他を、送配電部門の費用に整理すること。 ⑵　［略］ ３．一般送配電事業以外の事業を営む事業者は、１．で整理された収益及び２．で整理された費用のうち、次に掲げるものを、それぞれ社内取引項目として、送配電部門の収益及び費用に整理し、様式第１第１表により社内取引明細表を作成すること。 ⑴　［略］ ①　［略］ イ　［略］ ロ　インバランス対応相当額取引収益 ハ　［略］ ［削る］ ［削る］ ［削る］ ［削る］ ②　［略］ ③　電気事業雑収益相当額取引収益（次の額の合計額をいう。） イ　接続検討料相当額取引収益（接続検討料を基に算定した額をいう。） ロ　変更賦課金相当額取引収益（変更賦課金を基に算定した額をいう。） ハ　契約超過金等相当額取引収益（契約超過金等を基に算定した額をいう。）	**別表第１**（第２条関係） １．発生の主な原因を勘案して、電灯料、電力料、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料、他社販売電源料、託送収益、使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分、事業者間精算収益、電気事業雑収益、遅収加算料金及び社内取引収益を、一般送配電事業等の業務に関する部門（以下「送配電部門」という。）の収益に整理すること。 ２．⑴　発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。）、新エネルギー等発電費、地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費、他社購入送電費、送電費、変電費、配電費、販売費、一般管理費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、廃炉等負担金、社内取引費用及びその他を、送配電部門の費用に整理すること。 ⑵　［略］ ３．小売電気事業又は発電事業を営む事業者は、１．で整理された収益及び２．で整理された費用のうち、次に掲げるものを、それぞれ社内取引項目として、送配電部門の収益及び費用に整理し、様式第１第１表により社内取引明細表を作成すること。 ⑴　［略］ ①　［略］ イ　［略］ ［新設］ ロ　［略］ ハ　地帯間購入電源費取引収益（２．により整理された地帯間購入電源費に相当する額をいう。） ニ　他社購入電源費取引収益（２．により整理された他社購入電源費に相当する額をいう。） ②　接続検討料相当額取引収益（接続検討料を基に算定した額をいう。） ③　変更賦課金相当額取引収益（変更賦課金を基に算定した額をいう。） ④　［略］ ［新設］